

マイナンバーと個人番号通知カードのお知らせ

問合せ先 市役所戸籍住民課戸籍住民担当 (☎23-5151内線1241・1242)

マイナンバーの通知

各個人のマイナンバーについては、「個人番号通知カード(以下通知カード)」により世帯単位に簡易書留で通知されます。

10月中旬から順次住民票の住所地宛てに発送する予定ですが、やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録申請(注)を行うことにより、実際にお住まいの居所で受け取ることもできます。

(注) 居所情報登録申請(住民登録住所地以外での受け取り)の対象となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方
- ②DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所に移動されている方
- ③一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請方法

申請書を9月25日(金)までに住民票のある住所地の市区町村(釧路市の場合は市役所防災庁舎2階戸籍住民課、各行政センター市民課、阿寒湖温泉支所)に持参または郵送してください。申請書は総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)からダウンロードするか、市役所防災庁舎2階戸籍住民課、各行政センター市民課または阿寒湖温泉支所ですべて入手してください。

12月になっても届かない場合

12月になっても通知カードが届かない場合は、宛所不明で返戻されている可能性がありますので、市役所防災庁舎2階戸籍住民課にご相談ください。窓口で直接受け取るか再送してもらうかのいずれかになります。平成28年1月以降に再送を希望される場合は、手数料が500円掛かります。

記載内容に変更が生じたら

通知カードの表面には①個人番号、②氏名、③住所、④生年月日、⑤性別などが記載されており、本人確認資料のひとつとしても使用することができます。戸籍に関する届け出に伴って氏名が変わったり、転居などにより住所が変わったときは裏面に変更事項を記入することになります。対象となる届け出をする場合は、通知カードも併せてご提示ください。転居等届け出時に通知カードを持参していなかった場合は、届け出の日から14日以内に市役所防災庁舎2階戸籍住民課またはお近くの各行政センター市民課、各支所で変更事項の書き込み処理を受けてください。

配達時に留守の場合、郵便局預かりとなります。保管期間内にお受け取りください。

住所は正しく登録しましょう。方書(マンション名、号室)も併せて登録してください。転入・転居後まだ届け出がお済みでない方は、早めに届け出をお願いします。



通知カードをなくしたら

通知カードを紛失した場合でも再交付することができます。市役所防災庁舎2階戸籍住民課で申請すると後日郵送されます。手数料は500円をいただく予定です。

なお、自分のマイナンバーを確認する方法としては、通知カード以外にも①個人番号が記載された住民票の交付を受ける(通常の住民票にはマイナンバーが記載されていません/有料350円)、②本人確認の後、窓口で直接聞くという2つの方法があります。

個人番号カードの交付申請

通知カードと併せて送付される申請書で「個人番号カード」の交付申請をすることができますが、実際に個人番号カードが交付されるのは平成28年1月からになります。交付手数料は、初回は無料ですが、再交付の際の手料は800円になる見込みです。

個人番号カードには通知カードと同じく個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載されていますが、本人の顔写真が表示されますので、単独で身分証明書としての機能を持つこととなります。また、住民基本台帳カードと同様に電子証明機能を持たせることもできますので、税金の電子申告にもお使いいただけます。

現在お持ちの住民基本台帳カードは

現在お持ちの住民基本台帳カードは、そのカードの有効期間到来の日までは正当なものとして使い続けることができます。ただし、新規の発行は平成27年12月末日をもって終了します。また、平成28年以降は、住民基本台帳カードと個人番号カードを同時に持つことはできなくなりますので、有効な住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードの交付を希望する場合は、住民基本台帳カードを返納していただくこととなります。

通知カードおよび個人番号カードの詳細については、広報くしろ10月号以降でもお知らせする予定です。

医療通訳について考える講演会を開催します

釧路地域の国際化が進むにつれて、外国人傷病者の対応をする機会も増えてきています。

通訳者の少ない地方都市で、外国人が病気になった場合にどのような課題があるのかについて考える講演会を、道東で初めて開催します。

どなたでも参加可能です。皆さんのお越しをお待ちしています。

日時 10月23日(金)午後6時30分～8時30分
場所 観光国際交流センター2階視聴覚室
定員 80人(先着順)
締切 10月2日(金)必着
主催 釧路市、釧路市外国人傷病者対応連絡協議会
申込・問合せ先 市役所市民協働推進課
(☎31-4503、☎23-5220、✉shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp)



講師

大阪大学大学院人間科学研究科
グローバル人間学専攻国際協力学座教授 中村安秀氏(医療通訳士協議会会長)